

## 藤崎町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員募集要項

町では、農業委員及び農地利用最適化推進委員を任期満了に伴い募集します。

	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員						
対 象 者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる人	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人で、担当する区域内において農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる人						
定 数	11人	11人						
応募資格	<p>①次の要件のいずれにも該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する者。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</li> <li>・町の職員でない者。ただし、特別職にある者はこの限りでない。</li> <li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。</li> </ul> <p>②次の要件のいずれにも該当しない者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。</li> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。</li> </ul>							
応募方法	<p>自薦または推薦（団体推薦又は3人以上の連名による推薦）による。                      応募用紙に必要書類を添えて持参又は郵送により、下記申込先に提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">農業者等（個人）が推薦する場合</td> <td style="text-align: center;">様式第1号及び様式第2号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団体が推薦する場合</td> <td style="text-align: center;">様式第3号及び様式第2号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">応募する場合</td> <td style="text-align: center;">様式第4号</td> </tr> </table> <p>農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することはできません。                      ※応募用紙は、農政課、農業委員会及び常盤出張所で用意しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。</p>		農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号及び様式第2号	団体が推薦する場合	様式第3号及び様式第2号	応募する場合	様式第4号
農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号及び様式第2号							
団体が推薦する場合	様式第3号及び様式第2号							
応募する場合	様式第4号							
応 募 受付期間	<p>令和5年1月10日(火)～令和5年2月10日(金) ※土・日・祝日除く                      ※郵送の場合は2月10日消印有効                      (応募の状況は1月27日頃から随時、町ホームページ等で公表します。)</p>							
選任の方法	<p>農業委員会委員選考委員会により候補者を選考し、町議会の同意を得て町長が任命します。                      ○選考にあたっては法律の規定等により次のような条件等があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者が過半数を占めなければなりません。</li> <li>・農業委員会の所掌する事務について利害の無い人を含まなくてはなりません。</li> <li>・年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮します。</li> </ul>	<p>農地利用最適化推進委員選考委員会により候補者を選考し、農業委員会が委嘱します。                      ○選考にあたっては農業委員会の農地台帳の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮し、区域の推進委員の数に偏りがないように配慮します。</p>						
主な業務	<p>① 農地の権利移動等の申請の許可、決定等の審査のため委員会の会議に出席                      ② 農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農支援をするための活動、指針の作成等                      ③ 農地中間管理機構との連携</p>	<p>農業委員と連携し、担当する区域の農地利用の最適化の推進活動を行う。</p> <p>① 農地の権利移動等の申請地の現地確認や推進委員としての意見提出                      ② 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけ                      ③ 担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動                      ④ 農地中間管理機構との連携</p>						
任 期	3年間(令和5年7月20日～令和8年7月19日)	3年間(委嘱の日～令和8年7月19日)						
問い合わせ 申 込 先	<p>藤崎町農政課                      〒038-3803 藤崎町大字西豊田一丁目1番地                      電話 0172-75-3111 内線 2245                      0172-88-8273 直通</p>	<p>藤崎町農業委員会                      〒038-3803 藤崎町大字西豊田一丁目1番地                      電話 0172-75-3111 内線 2145・2250・2251                      0172-88-8269 直通</p>						